

# 国土利用計画と土地利用基本計画について

## 目 次

1	宮城県国土利用計画審議会 の概要	1
2	国土利用計画・土地利用基本計画の体系図	2
3	宮城県国土利用計画（第五次）	3
4	宮城県土地利用基本計画	4

# 1 宮城県国土利用計画審議会の概要

## 1 設置根拠

- (1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第1項
- (2) 国土利用計画審議会条例（昭和49年宮城県条例第39号）

## 2 所掌事務

- (1) 県国土利用計画に関すること。
- (2) 県土地利用基本計画に関すること。
- (3) 市町村国土利用計画に関すること。
- (4) 県土利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項 他

## 3 組 織

- (1) 25人以内で組織する。（現委員：13人）
- (2) 都市・交通問題等，自然保護，農業，林業，商工業，社会福祉，土地問題，地方行財政，一般言論界（青年，婦人）の各分野から任命している。
- (3) 任期は3年とする。（現任期：平成29年4月1日～平成32年3月31日）

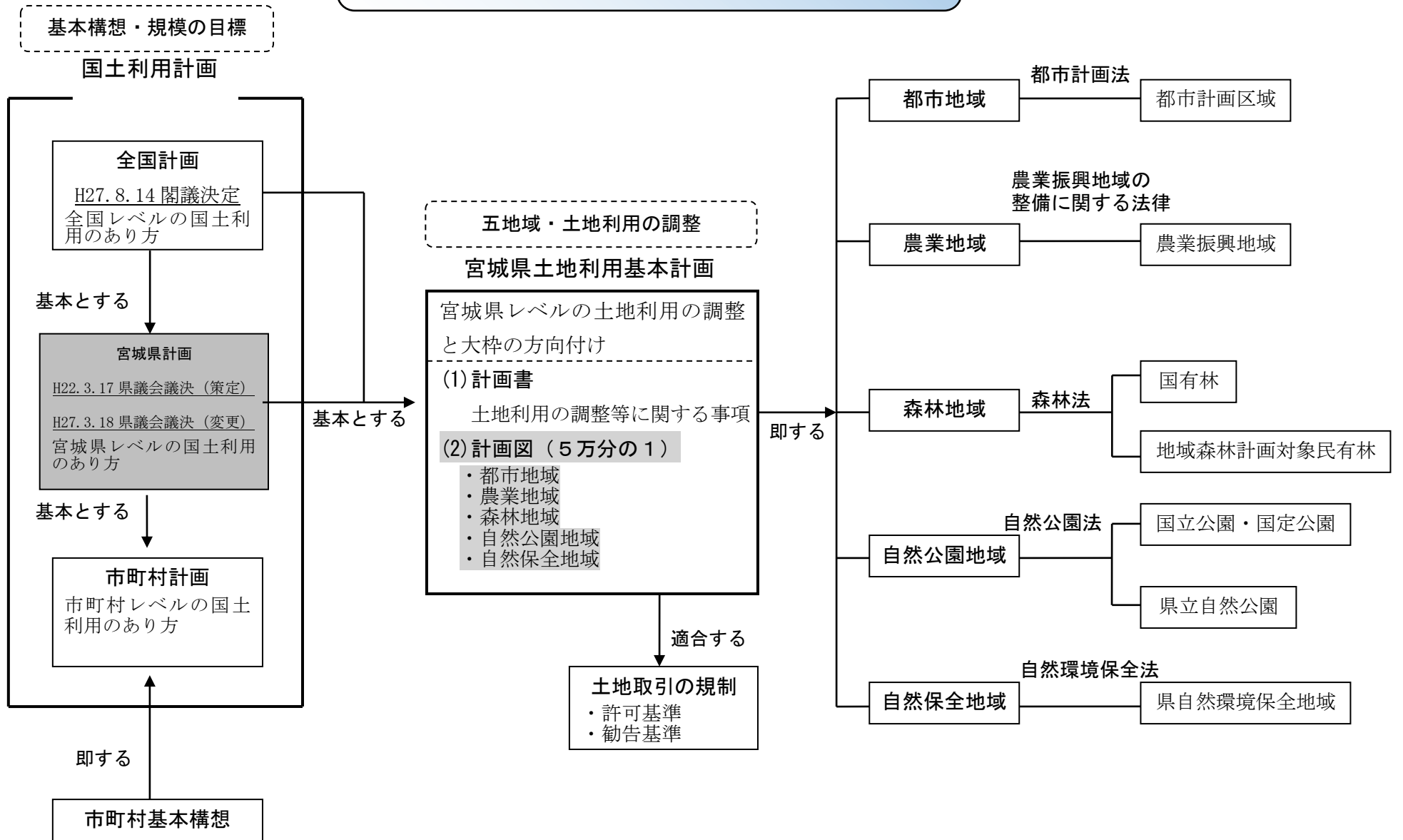
## 4 開催時期

- (1) 国土利用計画や土地利用基本計画（計画書）の改定・変更の場合には，年数回開催している。
- (2) 土地利用基本計画（計画図）の変更のみの場合には，年1回（例年1月下旬頃）開催している。

## 5 開催状況

- 平成26年度：3回開催（県国土利用計画変更審議等）
- 平成27年度：2回開催（県土地利用基本計画書変更審議等）
- 平成28年度：1回開催（県土地利用基本計画図変更審議等）
- 平成29年度：1回開催（県土地利用基本計画図変更審議等）

# 国土利用計画・土地利用基本計画の体系図



# 第五次宮城県国土利用計画の概要

【現行計画】平成22年3月改定  
平成27年3月変更

<p>前文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災により沿岸部を中心に土地利用の現況が大きく変化した。</li> <li>国土利用計画（第五次）改定において、中間年を目途に総合的な点検を行うとされている。</li> </ul>		
<p>1 県土利用の基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図る。</li> <li>「宮城県震災復興計画」を着実に推進し、「創造的な復興」の実現を目指す中で、県内市町村の震災復興計画との調和が保たれた県土利用を図る。</li> </ul>		
<p>2 県土利用の現状と課題</p>	<p>(1) 県土利用の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用上、構成比に大きな変化はないが、津波被害等による農地の減少や災害危険区域の指定等により利用目的の定まらない「その他」地目が増加。</li> <li>近年、自然的土地利用から都市的土地利用への転換は緩やかに推移してきたが、震災に伴う復興事業等により増加傾向。</li> </ul>	<p>(2) 県土利用の現状からみた諸課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 震災による基本的条件の変化 <ul style="list-style-type: none"> <li>人口の減少</li> <li>津波被害による農地の大幅減少</li> <li>復興のまちづくり</li> <li>沿岸被災地の市街地空洞化の加速</li> <li>安全性への要請と再生可能エネルギー</li> <li>地域コミュニティ弱体化</li> </ul> </li> <li>ロ 県土の有効利用と土地利用転換の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能の分散による環境負荷の増加や新たなコスト発生</li> </ul> </li> <li>ハ 県土利用の質的向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全な住環境確保</li> <li>防災機能の再構築</li> <li>自然との共生・循環を重視した県土利用</li> <li>美しい景観の形成等に対する要請の高まり</li> </ul> </li> <li>ニ 県土利用をめぐる新たな動き <ul style="list-style-type: none"> <li>震災復興計画等に基づいた土地利用</li> <li>国土強靱化の基本理念</li> <li>人口減少社会を見据えた地域のあり方</li> </ul> </li> </ul>	
<p>3 県土の利用に関する基本構想</p>	<p>(1) 県土利用の基本方針</p> <p>より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる 「持続可能な県土管理」の実現</p> <p>＜創造的な復興に向け「安全性の強化と質の向上」に主眼を置いた土地利用の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 創造的な復興のための土地利用（防災機能の強化を重視した県土利用、コミュニティの維持に配慮した県土利用）</li> <li>ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化</li> <li>ハ 県土利用の質的向上（安全で安心できる県土利用、自然との共生・循環を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用）</li> <li>ニ 県土利用をめぐる新たな動きへの対応（震災復興計画・ビジョンに基づいた県土利用、沿岸部の復興まちづくり、県土の強靱化、人口減少を見据えた地方創生の取組に配慮した土地利用）</li> </ul>	<p>(2) 地域類型別の県土利用の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 都市：市街地における土地利用の高度化 農山漁村との交流 低未利用地の有効利用の促進 コンパクトなまちづくり 災害に強い都市構造の形成</li> <li>ロ 農山漁村：優良農地及び森林の確保 農地の利用集積の推進 効率性・安全性を重視した土地利用</li> <li>ハ 自然維持地域： すぐれた自然の風景地等の適正な保全 環境に配慮したまちづくり 自然とのふれあいの場</li> </ul>	<p>(3) 利用区分別の県土利用の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 農地：災害に強い農業・農村づくり</li> <li>ロ 森林：森林整備及び保全、林業・木材産業の活力回復</li> <li>ハ 原野等：保全、再生、自然環境への配慮</li> <li>ニ 水面・河川・水路： 地盤沈下に伴う低平地の治水安全度の向上</li> <li>ホ 道路：防災道路ネットワークの早期形成</li> <li>ヘ 宅地：安全・安心のまちづくり</li> <li>ト その他：低未利用地の再利用、耕作放棄地の有効利用 沿岸部における多重防御によるまちづくり</li> </ul>
<p>4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要</p>	<p>【基準年次：平成25年、目標年次：平成32年】</p> <p>(1) 規模の目標（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜農地＞効率的な土地利用による高生産性農業の実現 H25：1,297 km<sup>2</sup> ⇒H32：1,286 km<sup>2</sup></li> <li>＜森林＞森林の保全機能と多面的機能に配慮 H25：4,165 km<sup>2</sup> ⇒H32：4,148 km<sup>2</sup></li> <li>＜住宅地＞安全な住環境の確保と良好な居住環境の形成 H25：272 km<sup>2</sup> ⇒H32：282 km<sup>2</sup></li> </ul>		<p>(2) 地域別の概要（地域区分）</p> <p>県中南部地域：土地の高度利用及び低未利用地の優先的な再利用を通じ、良好な市街地の形成と再生が計画的に行われる土地利用</p> <p>県北西部地域：豪雨等による山崩れや土砂流出、地すべり等山地災害を防止する取組を進める土地利用</p> <p>県北東部地域：大規模地震に起因する津波による被害を最小限にするため、海岸保全施設の整備を推進し、沿岸域における県土の保全と安全性が確保される土地利用</p>
<p>5 本計画を達成するために必要な措置の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 創造的な復興のための土地利用の推進</li> <li>(2) 国土利用計画法等の適切な運用</li> <li>(3) 地域整備施策の推進</li> <li>(4) 県土の保全とさらなる安全性の確保</li> <li>(5) 環境の保全と美しい県土の形成</li> <li>(6) 土地の有効利用の促進</li> <li>(7) 土地利用転換の適正化</li> <li>(8) 多様な主体との連携・協働による県土管理の推進</li> <li>(9) 県土に関する調査の推進と成果の普及啓発</li> <li>(10) 指標の活用</li> </ul>		

# 宮城県土地利用基本計画の概要

## 第1 土地利用の基本方向

### 1 県土利用の基本理念

### 2 県土利用の基本方向

より良い状態で  
県土を次世代に継承

創造的な復興に向け「安全性の強化と質の向上」に主眼を置いた、『安全・安心かつ持続可能な県土管理』の実現

#### (1) 創造的な復興のための土地利用

- 創造的な復興に向けて各分野の復興計画（ビジョン）に基づく県土利用
- 防災機能の強化
- コミュニティの維持に配慮  
災害に強い県土づくり

#### (2) 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化

- 都市機能の集約，市街地拡大の抑制，空き地・空き家対策，低未利用地の適正利用
- 耕作放棄地対策，農地利用集積，優良農地の確保

#### (3) 県土利用の質的向上

- 安全で安心できる県土利用
- 自然との共生・循環を重視した県土利用
- 美しくゆとりある県土利用

#### (4) 県土利用をめぐる新たな動きへの対応

- 頻発化・激甚化する自然災害への安全対策
- 移住促進，「小さな拠点」「コンパクトシティ」の形成
- 再生可能エネルギー等への対応

### 県土利用の質的向上の三つの観点

#### 安全で安心できる県土利用

- 「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築
- 「減災」の考え方を踏まえた土地利用
- 防災拠点の整備，防災ネットワークの形成，オープンスペースの確保，ライフラインの多重化・多角化

#### 自然との共生・循環を重視した県土利用

- 環境負荷の低減
- 都市的土地利用における自然環境への配慮
- 外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止，生物多様性の確保
- 生態系ネットワークや自然環境等の震災による劣化を食い止める取組

#### 美しくゆとりある県土利用

- ゆとりある都市環境の形成
- 歴史的・文化的な風土の保存
- 個性ある美しい景観を活用した魅力ある地域づくり
- 復興に伴う新たな生活と自然との調和に配慮した土地利用

## 3 地域類型別の土地利用の基本方向

### 機能分担・交流連携

#### 都市

- イ安全で快適な居住環境の確保
  - 災害に強い都市構造の形成，都市活動による環境負荷低減，ゆとりある快適な都市環境
- ロ都市機能の集約，土地利用の高度化及び低未利用地の有効利用
  - 無秩序な市街地拡大の抑制と土地の集約
  - 人口減少に対応したコンパクトなまちづくり

#### 農山漁村

- イ優良農地と森林の確保
  - 農地利用集積，耕作放棄地発生防止対策
- ロ多面的機能の維持と環境への負荷軽減に配慮
- ハ安全性に配慮した効率的かつ機能向上に資する土地利用
  - 農林水産業基盤整備，地域産業6次化の取組等による農山漁村の活性化と機能向上

#### 自然維持地域

- 無秩序な乱開発の監視強化，外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止
- 自然体験・学習などの自然とのふれあいの場
- 地域指定等による規制的手法と適正な配慮の下での持続可能な利用

## 4 地域別の土地利用の基本方向

- (1) 県中南部地域 持続可能な集約市街地と東北圏の発展を先導する中枢都市圏の形成，安全かつ効率的な土地利用，都市と自然との調和
- (2) 県北西部地域 豊かな自然とともに安全に暮らす地域の形成，優良農地の確保と高度利用の推進，各地域の広域連携機能の強化と快適な生活空間の整備促進
- (3) 県北東部地域 災害に強いまちづくりと持続可能な集約型市街地の形成，優良農地の確保，生産基盤の整備と地域資源の活用と保全

## 5 土地利用の原則

津波により発生した災害危険区域等の非居住地域は産業用地としての雇用創出を促す利活用，市街化調整区域への編入，公園等住宅以外の利用等の検討を含め，適正な土地利用の転換を図る。

### (1) 都市地域

### (2) 農業地域

### (3) 森林地域

### (4) 自然公園地域

### (5) 自然保全地域

- イ 市街化区域
- ロ 市街化調整区域
- ハ その他の都市計画区域

- イ 農用地区域
- ロ その他の農業地域

- イ 保安林
- ロ その他の森林地域

- イ 特別保護地区
- ロ 特別地域
- （イ）第1種特別地域
- （ロ）第2種特別地域・第3種特別地域
- ハ 普通地域

- イ 特別地区
- ロ 普通地区

## 第2 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

### 1 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

五地域区分	五地域区分	都市地域		農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域
		市街化調整区域	その他	農用地区域	保安林	特別地区	普通地区
市街化区域及び市街化調整区域	市街化調整区域	●					
市街化調整区域	市街化調整区域	●					
市街化調整区域	農用地区域	×	←	●			
市街化調整区域	その他	×	←	●			
農用地区域	農用地区域	×	←	●			
農用地区域	その他	×	←	●			
保安林	保安林	×	←	×	●		
保安林	その他	↑	←	↑	●		
特別地区	特別地区	×	←	←	←	○	○
特別地区	普通地区	←	←	○	○	○	○
特別地区	特別地区	×	←	←	←	○	○
特別地区	普通地区	×	←	←	←	○	○
普通地区	特別地区	×	←	←	←	○	○
普通地区	普通地区	×	←	←	←	○	○

#### 【凡例】

- × 制度上又は実態上，一部の例外を除いて重複のないもの。
- 矢印の方向の土地利用を優先する。
- ← 矢印の方向の土地利用を優先するが，他方の土地利用を認める。
- ← 土地利用の現況に留意しつつ，矢印の方向の利用との調整を図りながら，他方の土地利用を認める。
- 矢印の方向の土地利用に配慮しつつ，両地域が両立するよう調整を図る。
- 両地域が両立するよう調整を図る。

## 2 土地利用調整上留意すべき事項

### (1) 復興の円滑な推進に資する土地利用

- 東日本大震災復興特別区域法に基づく特例の活用
- 復興まちづくりの考え方（コミュニティ維持に配慮した集約的土地利用）

### (2) 災害に強いまちづくりのための土地利用

- 津波により新たに発生した災害危険区域等の適正な土地利用転換

市町村の基本構想・地域づくりの計画と整合性のとれた土地利用

### (3) 大規模な土地利用転換と自然的土地利用の共存・調和

- 安全性の確保と国土の保全
- 森林の公益的機能の維持

### (4) 郊外部における計画的な土地利用誘導

- 郊外部の拡散的な開発を抑制用途地域内への誘導を原則
- 都市地域と農業地域の連係

## 第3 公的機関の開発保全計画

社会的目標を確保するため当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう，土地利用上配慮する

計画名	事業目的	規模	位置	計画・事業主体
王城寺原演習場 周辺緑地整備計画	緑地整備	259 ha	黒川郡 大和町	東北防衛局